

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ利府店

宮城郡利府町神谷沢土地区画整理事業地内13街区1画地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヤマザワ 代表取締役 山澤 進

山形県山形市あこや町三丁目8番9号

3 市町村の意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通について、歩行者の安全確保を図るため、出入口付近には、交通誘導員をできる限り配置するよう配慮されたい。
- (2) 駐車需要の充足等交通について、搬出入車両が待機等の目的で長時間に渡って周辺道路へ駐車することのないよう、計画的な搬出入に努められるとともに、搬出入業者への指導を徹底されたい。
- (3) 駐車需要の充足等交通について、来客車両による周辺交通への影響は小さいとの予測結果になっているが、開店後、周辺道路において交通渋滞等が発生する場合には、関係機関と協議の上で、適切な交通対策を講じられたい。
- (4) 廃棄物について、営業に伴い発生する生ゴミについては、町内民間生ゴミ堆肥化施設を活用するなどリサイクルの推進に努められたい。

4 地域住民等の意見の概要

利府町商工会

- (1) 歩行者の通行の利便の確保について、開店後は、NO.1 駐車場出入口前の道路にあっては、利府第二小学校通学路の位置にあたるため、特に児童生徒の登下校の際には、出入口付近に警備員や誘導員を適切に配置する等、交通の安全確保に十分配慮されたい。
- (2) 当該店舗の閉店時間が午前0時であり、青少年の非行防止対策の観点から、深夜営業、閉店後も警備員による定期巡回を行う等、犯罪・事故等が発生しないよう十分配慮されたい。

(3) 地元雇用の創出に配慮されたい。

(4) 地域経済の活性化の観点から、商工会等の活動に参画し、商工業者・地域住民と一体となった事業に参加される等、地域に密着した商業活性化運動をお願いしたい。

5 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び利府町役場

6 縦覧期間

平成18年9月27日から平成18年10月27日まで(ただし、閉庁日を除く。)